

埼玉県第6ブロック水道広域化検討部会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本構想(埼玉県水道ビジョン)(以下「基本構想」という。)に掲げた水道広域化を推進するために必要な事項について検討するため、埼玉県第6ブロック水道広域化検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第6ブロック内の水道事業に係る業務の共同化に関すること。
- (2) 基本構想の目標の達成に必要な事項
- (3) その他会長が指定する事項

(組織)

第3条 検討部会は、次に掲げる地方公共団体において水道事業等又は水道に関する事務を担当する(課長級)職員をもって構成する。

- (1) 小川町
- (2) ときがわ町
- (3) 滑川町
- (4) 鳩山町
- (5) 東秩父村
- (6) 東松山市
- (7) 吉見町
- (8) 嵐山町
- (9) 埼玉県(生活衛生課)
- (10) 埼玉県(企業局)

(会長及び副会長)

第4条 検討部会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 会長は、検討部会を代表し、検討部会の事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 検討部会の会議は、半数以上の会員が出席しなければ開くことができない。ただし、代理出席を妨げない。
- 4 検討部会における議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 検討部会は、その決議により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が特に命ずる事項を調査研究する。

(事務)

第7条 検討部会の事務局は、会長の所属する部（課）署に置くものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年11月7日から施行する。